

東海調理製菓専門学校学則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この専修学校は、東海調理製菓専門学校という。

(位 置)

第2条 本校は、静岡県浜松市中央区板屋町 101 番地の 11 に置く。

(目 的)

第3条 本校は、教育基本法の精神に則り、学校教育法並びに調理師法及び製菓衛生師法に従い、「調理師に必要な科学的知識と調理技術」をはじめ保健衛生、食品等の専門分野の深い知識と共に「教養の向上と人格の陶冶」をはかり「プロとして通用する優秀な調理師」を養成することを目的とする。

(課程・修業年限等)

第4条 本校課程、学科、修業年限、収容定員及び入学資格は次の通りとする。

課 程	学 科	昼夜 区分	修業 年限	入学 定員	総定員	入学資格
専門課程	調理師科	昼	1年	40人	40人	学校教育法第90条及び第125条第3項により高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者
専門課程	調理技術科	昼	2年	110人	220人	
専門課程	製菓技術科	昼	2年	80人	160人	
専門課程	シェフ・パティシエ科	昼	1年	30人	30人	

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学期は、次の前後期2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次の通りとする。ただし、校長は必要があると認めた場合は休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (2) 土曜日及び日曜日
- (3) 夏季休業 8月1日から8月31日まで
- (4) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- (5) 春季休業 3月26日から4月9日まで
- (6) その他

(始業終業の時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は次の通りとする。

昼間の課程(専門課程) 始業 9時 終業 17時10分

第3章 教育課程、授業日時数及び授業時間数

(教育課程及び授業日時数)

第9条 本校の教育課程及び授業日時数は、別表1による。

(授業時間数の単位数への換算)

第10条 専門課程の授業科目の授業時間数を単位数に換算する場合には、30時間をもって1単位とする。

(他の専修学校等における授業科目の履修等の認定)

第11条 他の専修学校、大学等において別表2に定める科目を履修した場合には、各課程における必修科目の履修として、最大240時間まで認めることができる。

2 その他、他の専修学校等における授業科目の履修等の認定に関する事項は別に定める。

第4章 教育課程の修了及び卒業の認定

(成績評価)

第12条 授業科目の成績評価は、学期末において、前後期行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(卒業及び課程修了の認定)

第13条 前条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は、卒業又は各学年の課程の修了認定を行う。

(卒業証書等の授与)

第14条 校長は、所定の全課程を修了したと認められた者には、当該課程の名称及び修業年限を記入した卒業証書を与える。

2 必要により校長は、所定の課程の一部を修了したと認められた者には、当該課程の名称及び修業年限を記入した修了証書を与えることがある。

(称号の付与)

第15条 前条により、専門課程調理技術科又は専門課程製菓技術科を修了した者には、専門士(衛生専門課程)の称号を授与する。

第5章 入学、退学、転学及び休学

(入学)

第16条 入学しようとする者は、学校所定の手続きをしなければならない。

(退学、転学及び除籍)

第17条 退学及び転学しようとする者は、その事由を付して保護者連署の上校長に願い出なければならない。

2 次に掲げる各号の一に該当する者は、職員会議を経て、校長が除籍する。

- (1) 長期にわたり行方不明の者
- (2) 第19条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料等の納付を無断で怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者

(転学の受け入れ)

第18条 他の専修学校からの転学を希望する者のあるときは、校長は欠員のある限り、在学証明書及び指導要録の写の送付を求めて転学を許可することができる。

(休学)

第19条 校長は病気その他やむを得ない事由により引き続き1ヵ月欠席し、なお2ヵ月以上欠席を要すると認められる者が休学を願い出た場合には、1年以内に限り休学を許可することができる。

2 校長は教育上必要があると認めるときには、1年以内に限り休学を命ずることができる。

3 前2項の者が復学しようとする場合は届けでて復学することができる。

(転科)

第20条 転科しようとする者は、転科願を校長に提出しなければならない。

2 調理技術科の専攻コースを変更しようとする者は、専攻コース変更願を校長に提出しなければならない。

い。

- 3 前項の1、2の転科願及び専攻コース変更願のあった時は、校長の特別の理由がある
と認め、かつ転科後その学科に必要な単位数を修得する見込みがある時に限り許可することができる。

第6章 職員組織

(職員組織)

第21条 本校の職員組織は、次のとおりとする。

- (1) 校長
- (2) 教員 7人以上
- (3) 講師 6人以上
- (4) 助手 1人以上
- (5) 事務職員 1人以上
- (6) 学校医 1人以上

- 2 校長は校務を掌り所属職員を監督する。

第7章 科目等履修生

(科目等履修生)

第22条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

- 2 その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

第8章 入学金、施設費、授業料等

(授業料等)

第23条 入学金、施設費、授業料、実習費、入学検定料は別表3の通りとし、それぞれ定められた期日までに納入しなければならない。

- 2 前項の納付金は理由のいかんを問わず還付しない。ただし、校長が、特別の事情があると認めた場合は、還付することができる。

第23条の2 特に必要と認めた場合には、授業料等を減免することができる。

- 2 学費の減免に関する規程は別に定める。

第9章 賞 罰

(ほう賞)

第24条 校長は、他の模範となる者をほう賞することができる。

(懲戒)

第25条 校長は、教育上必要があると認めた場合には、学生に対し懲戒を行うことができる。

ただし退学は、次の各号の一つに該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 調理師の免許取得

(免許取得)

第26条 調理技術科又は調理師科を卒業した者は、調理師免許を取得することができる。

第11章 附 帯 教 育

(附帯教育)

第27条 本校の附帯教育は、次の通りとする。

課程	学科名	修業期間	総定員	備 考
昼間・夜間課程	生涯学習講座	3ヵ月又は6ヵ月	210人	学校教育法第57条により高等学校に入学できると認められた者
夜間課程	フード・スイーツ科	1年	80人	
通信課程	製菓衛生師科	1年	240人	
昼間・夜間課程	課外講座	講座ごとに設定	200人	18歳以上

2 附帯教育の入学金、授業料その他必要な事項は、別に定める。

第12章 雑 則

(健康診断)

第28条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第29条 この学則の実施に関し必要な細則は、校長が定める。

附 則

1 この学則は、昭和53年4月1日から実施する。

2 ～ 37 (省略)

38. この学則は、令和4年4月1日から実施する。

但し、令和4年4月1日前に入学した者については、別表1、別表3の規定にかかわらず従前のおりとする。

39. この学則は、令和6年4月1日から実施する。

但し、令和6年4月1日前に入学した者については、別表3の規定にかかわらず従前のおりとする。

東海調理製菓専門学校の実施細則

(目的)

第1条 この実施細則は、東海調理製菓専門学校学則（以下「学則」という。）第29条の規定に基づき、学則の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この細則で用いる用語の定義は、別に定めるもののほか次の通りとする。

- (1) 授業とは、学則9条別表1の科目の教育を実施することをいう。
- (2) 授業日とは、授業を行う日をいう。
- (3) 開校日とは、授業以外の行事のみを行う日をいう。（入学式等）
- (4) 休業日とは、(2)、(3)以外の日をいう。
- (5) 欠席とは、1日の授業又は行事をすべて受講（出席）しない場合をいう。
- (6) 欠課とは、1時間の授業で授業を受講しない時間が15分を超過した場合をいう。
- (7) 遅刻とは、1時間の授業開始時刻から15分以内に出席した場合をいう。
- (8) 早退とは、1時間の授業終了時刻前15分以内に退室した場合をいう。
- (9) 補講とは、各教科科目で出席した時間数が、各教科科目別の必修時間数に満たない場合に、これを補うための授業をいう。
- (10) 補習とは、正規の学習以外に、学力、技術等を補うために行う授業をいう。

(欠席・遅刻・早退)

第3条 欠席、遅刻、早退、欠課をする場合には、クラス担任へ事前に連絡すること。

- 2 突然の事由により事前に連絡が出来ない場合は、当日、電話にて8時10分から8時30分までに学校へ連絡をすること。
- 3 2週間以上にわたり欠席をする場合は、医師の診断書若しくは保護者の理由書を提出すること。
- 4 遅刻、早退は、各教科科目3回で1時間の授業の欠課として、換算される。（端数切捨て）

(公認欠席)

第4条 次の項目に該当し、公認欠席の適用を受けようとする学生は、公認欠席・特別欠席届（様式1-2）により原則3日前までに届け出なければならない。

- (1) 校長の承認を受け、就職のための試験、ガイダンスに参加する場合（最大5回）
- (2) 校長の承認を受け、対外行事に参加する場合
- (3) 公的交通機関の運休、遅延等
- (4) 災害、その他不可抗力の事故
- (5) その他校長が認めた場合

2 公認欠席が認められた場合の欠席、遅刻、及び早退については、出席をしたものとして扱う。但し、授業科目については、欠課扱いとなる。

(特別欠席)

第5条 次の項目に該当し、特別欠席の適用を受けようとする学生は、公認欠席・特別欠席届（様式1-2）により届け出なければならない。

(1) 忌引

- | | |
|-------------|----|
| ① 父、母 | 5日 |
| ② 兄弟、姉妹、祖父母 | 3日 |
| ③ 3親等以内 | 1日 |

(2) 学校保健安全法に基づく感染症による出席停止

(3) その他校長が認めた場合

2 特別欠席は、出席すべき日数から除外する。但し、授業科目については、欠課扱いとなる。

(退学)

第6条 退学しようとする者は、退学願（様式2-1）により本人、保護者連署のうえ願い出て校長の許可を受けなければならない。

（休学）

第7条 病気その他やむをえない事由により休学しようとする者は、休学願（様式2-2）により本人、保護者連署のうえ願い出て、校長の許可を得なければならない。

（復学）

第8条 休学をしている者が、復学しようとする場合には、復学願（様式2-3）により本人、保護者連署のうえ願い出て、校長の許可を得なければならない。

（転科）

第9条 転科しようとする者は、転科願（様式2-4）により本人、保護者連署のうえ願い出て、校長の許可を得なければならない。

2 前項の転科願のあった時は、校長が特別の理由があると認め、かつ転科後、当該年度において、その学科（学年）を卒業または進級することができる見込みがある場合に限り許可することができる。

3 転科に必要な事項は、別に定める。

（授業科目の履修）

第10条 学則第9条別表1に定める各教科科目の出席時間数が必修授業時間数を満たした場合に、当該科目の履修を認める。各科目の必修授業時間数は、別表1による。

2 各教科科目の出席時間数が、学則(規定)時間数の3分の2に満たない場合は、当該科目の履修を認めない。

3 各教科科目の出席時間数が、必修時間数に満たない場合は、補講を受け、不足時間数を補わなければならない。但し、前項の場合は除く。

4 補講についての必要な事項は、別に定める。

（成績評価）

第11条 学則第12条に定める成績評価は、第12条に定める定期試験および随時試験等の履修状況に学習態度等を勘案して、各教科科目の担当教員が行う。

2 成績評価は、次の基準による。

評価	点数	合否
A	100~80	合格
B	79~70	合格
C	69~60	合格
D	0~59	不合格

3 成績評価は、本人または保護者に通知する。

4 成績評価についての必要な事項は、別に定める。

（成績評価とGPの付与）

第12条 成績の客観的な基準として、グレードポイントアベレージ（Grade point Average）（以下「GPA」という。）を設定し、成績評価に対応して評点を意味するグレードポイント（Grade point）（以下「GP」という。）を付与する。

2 成績評価およびGPは次のとおりとする。

評価	点数	合否	GP
A	100~80	合格	4
B	79~70	合格	3
C	69~60	合格	2
D	0~59	不合格	0

3 GPA制度について必要なことは「GPA制度の取扱いに関する規定」で定める。

(試験)

第13条 試験は、定期試験、随時試験、追試験、再試験、卒業進級認定試験とし、試験方法は、筆記、レポート、実技のいずれかとする。

(1) 定期試験

定期試験は、前期、後期に一定の期間を設けて、年2回実施する。

(2) 随時試験（実習科目の積み上げ項目試験、小テスト等）

① 随時試験とは授業内で実施される小テストおよび調理実習、専門実習、製菓実習、専門製菓実習、（以下「実習科目」という。）の積み上げ項目試験（以下「積み上げ試験」という。）をいう。

② 随時試験は、各教科担当が、授業の進捗状況に合わせて、当該科目の授業時間内および放課後等に実施する。

(3) 追試験

正当な理由により、定期試験、再試験、卒業進級認定試験が受けられなかった者に対して行なう。

(4) 再試験

再試験は、定期試験、追試験の結果、合格点に達しない者に対して、原則1回実施する。但し、実習科目の再試験は特別な場合を除き実施しない。

(5) 卒業進級認定試験

卒業進級認定試験は、前期後期それぞれの再試験において、合格点に達しない者に対して、原則1回実施する。

2 試験についての必要な事項は、別に定める。

(進級・卒業・留年)

第14条 進級、卒業に必要な条件は、次の通りとする。

(1) 学則第9条別表1に定める当該学年の全科目について、履修が認められ、成績評価が合格した者。

(2) 当該年度までの学費、試験料等が納付されていること。

2 前項の条件を満たさない者は、原級に留まり、当該年度に係る全科目を再び履修しなければならない。

(在学期間の制限)

第15条 同一学年の在学期間は、原則として2年間とし、在学年数は、修業年限1年の課程については2年間、修業年限2年間の課程については4年間、修業年限1年6か月の課程については3年間とする。但し、休学期間は、在学年数に加算しない。

(授業料等の延納)

第16条 学校が指定する期日までに授業料等が納入出来ない場合は、延納願（所定様式）を提出し、校長の許可を得なければならない。

(授業料等の減免)

第17条 授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等の減免願を提出し、校長の許可を得なければならない。

2 減免についての必要な事項は、授業料等の減免に関する実施細則に定める。

(ほう賞)

第18条 学則第24条のほう賞は、次の者を対象とし、職員会議等で協議し、校長の承認のうえ行う。

(1) 社会への貢献度が大きく、本校の名誉を高めた者

(2) 在学期間を通じて学業成績が特に優れた者

(3) 在学期間を通じて技術・努力に特に優れた者

(5) 在学期間を通じて無遅刻、無欠席、無早退、無欠課の者

(6) その他ほう賞に値すると認められた者

2 ほう賞に必要な事項は別に定める。

(懲戒)

第19条 学則第25条に定める懲戒は、退学または停学処分のほか、情状により職員会議等で協議し、次の処

分を行う。

- (1) 訓戒 不都合を改めるよう指導する。
- (2) 謹慎 一定の期間自宅または学校内での行動を制約し反省を求める。

附 則

1 この細則は、平成 17 年 4 月 1 日より実施する。

2～11 (省略)

12 この細則は、令和 3 年 4 月 1 日より実施する。

13 この細則は、令和 4 年 4 月 1 日より実施する。

但し、令和 4 年 4 月 1 日前に入学した者については、学則 9 条別表 1 の規定にかかわらず従前のおりとする。